

**(仮称) 墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例(素案)に係る
パブリック・コメントの結果について**

1 実施期間

令和3年12月13日(月曜日)から令和4年1月14日(金曜日)まで

2 方法

(1) 周知方法 区議会だより(11月議会号)、区議会ホームページ、区ツイッター・フェイスブック

(2) 閲覧場所 区議会事務局窓口、1階区民情報コーナー

3 ご意見等の提出方法

直接持込み、郵送、FAX又はメール

4 ご意見等の提出状況

意見の提出者数: 1人 意見総数: 1件

5 ご意見等に対する議会の考え方

関連条項	ご意見等の概要	議会の考え方
—	<p>いかなる禁止条項も許容しません。せめてあるとすれば注意喚起であって、新型コロナウイルス等で起きていること、あるいは社会的な流れを鑑みれば、何らかの空気を醸し出し、歩きスマホをする人間を社会的に罰してよいのだという名目あるいはエビデンスを与えることには、絶対に反対します。</p> <p>とにかく不便であり、様々な経済的サービスに大きな影響を及ぼします。自転車にスマホを取り付けることも、それを見ることにまで波及するでしょう。</p>	<p>本条例は、歩きスマホ行為を一律に禁止するものではなく、歩きスマホによる妨害行為の危険性に鑑み、当該行為により発生するおそれがある事故等を防止するための啓発を目的とする条例です。</p> <p>そのため、条例上、歩きスマホを行っている方への罰則等は、設けておりません。</p> <p>条例制定後も社会的状況等に注視し、適時、時勢に合うよう、条例の見直しについて検討を行っていきます。</p>